第 5331 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年10月19日 月曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 法人番号の通知・公表スケジュール

Q：マイナンバーにおける法人番号の通知・公表スケジュールが公表されているそうですが、どのようになっていますか？

A：通知書の発送は10月22日から、公表は10月26日から順次行われます。

【解説】

さきごろ、国税庁から、マイナンバーにおける法人番号の通知・公表スケジュールが公表されました。主な内容は、次のとおりです。

1. 法人番号指定通知書の発送等

①設立登記法人

設立登記法人への発送は、10月22日（木）から11月25日（水）の間に、都道府県単位で7回に分けて行われます。また、公表については、通知したものから順次行われ、初回は10月26日（月）に行われます。

②設立登記のない法人及び人格のない社団等

設立登記のない法人及び人格のない社団等への発送は、11月13日（金）に行われます。また、公表については、11月17日（火）に一斉に行われます。なお、人格のない社団等は、あらかじめ代表者又は管理人の同意が得られたもののみ公表することとなっていますので、公表に同意する旨の書面を国税庁が収受したものから順次公表されます。

2. 法人番号指定通知書の送付先

法人番号指定通知書は、設立登記法人については、登記上の所在地、設立登記のない法人及び人格のない社団等については、税務署に提出している申告書・届出書に記載の所在地へ送付されます。